

大学機関別認証評価実施大綱新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p><u>はじめに</u></p> <p>(2段落目) 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度のもとで、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。</p>	<p><u>はじめに</u></p> <p>(2段落目) 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第69条の3第2項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度のもとで、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。</p>	<p>学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。</p>
6	<p>VIII 情報公開</p> <p>(1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。</p>	<p>VIII 情報公開</p> <p>(1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。</p>	